

地方独立行政法人明石市立市民病院の役員に対する 報酬等の支給基準(案)について

1 考え方

- (1) 評価委員会が行う業績評価の結果及び経営状況等を反映させる制度とする。
- (2) 報酬等の支給の基準は、明石市特別職の職員の給与のほか、他の地方独立行政法人の制度等を総合的に考慮して定める。

2 概要

(1) 常勤役員（専任の場合）

常勤の役員には、報酬として「給料」、「業績手当」及び「通勤手当」を支給する。

「業績手当」は、理事会が決定した割合（100分の80から100分の120の範囲内）を乗じて得た額とする。

	給料	業績手当	通勤手当
理事長	月額 939,000 円	(給料月額×1.20) ×3.90 月分 (20%の範囲内で増減)	職員の例による
副理事長	月額 714,000 円		
理事	月額 554,000 円		

(2) 常勤役員（兼務の場合）

常勤の職員が役員を兼ねる場合の役員報酬は、常勤職員としての給与及び下記の役員手当を支給する。

	役員手当
理事長	月額 200,000 円
副理事長	月額 100,000 円
理事	月額 50,000 円

(3) 非常勤役員

非常勤役員の報酬は、下記の報酬額のほか、勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給する。

	役員手当
理事	月額 30,000 円
監事	

【参考 1 : 明石市特別職の報酬】

	給料	期末手当	通勤手当	退職手当
副市長	月額 939,000 円	(給料×1.20) ×3.9 月分	職員の例による	給料月額×0.25 ×在職月数
公営企業 管理者	月額 714,000 円	(給料×1.20) ×3.9 月分	職員の例による	給料月額×0.20 ×在職月数
常勤監査委員	月額 554,000 円	(給料×1.20) ×3.9 月分	職員の例による	給料月額×0.185 ×在職月数

【参考 2 : 先行地方独立行政法人の役員報酬の例】

◆地方独立行政法人 加古川市民病院機構

	給料	業績手当	通勤手当	退職手当	役員手当 (職員との兼務)
理事長	月額 900,000 円	給料月額× 1.2× 3.9 月分	職員の例に よる	(功労金) 500,000 円× 在職月数	月額 200,000 円
副理事長	月額 900,000 円以 内で理事長が 定める額				月額 100,000 円
理事	月額 50,000 円				
非常勤	日額 30,000 円	なし	勤務日数に 応じ支給	なし	

※業績手当は、法人の業績評価等に応じて 20% の範囲内で増減する。

◆地方独立行政法人 神戸市民病院機構

	給料	賞与	通勤手当	退職手当	役員手当 (職員との兼務)
理事長	月額 1,142,000 円 以下で理事長 が定める	(給料+扶養手 当+地域手当) ×4.15 (10%の範囲内 で増減)	職員の例に よる	なし	なし
上記以外の 常勤役員				なし	なし
非常勤	(非常勤役員 手当) 日額 30,000 円	なし		なし	

◆地方独立行政法人 大牟田市立病院（350床）

	基本報酬	業績手当	通勤手当	退職手当	役員手当 (職員との兼務)
理事長	月額 730,000円	基本報酬× 1.15× 3.10月分	なし	基本報酬×0.30 ×在職月数	月額 200,000円
副理事長	月額 639,000円			基本報酬×0.25 ×在職月数	月額 100,000円
理事	月額 579,000円			基本報酬×0.20 ×在職月数	月額 50,000円
非常勤	(非常勤役員 手当) 月額 50,000円	なし		なし	

◆地方独立行政法人 那覇市立病院（470床）

	給料	地域手当・役員手 当・医師手 当	賞与	退職手当	役員手当 (職員との兼務)
理事長	月額 839,000円	月額50,000円 (病院長兼務 の場合は 545,350円を 加算)	給与月額× 1.2× 3.10月分 (業績評価に応 じて20%の範囲 内で増減)	給料月額× 1.5× 在職月数/12 (業績評価に応 じて20%の範囲 内で増減)	—
理事 (非常勤)	月額 20,000円	なし	なし	なし	—
監事 (非常勤)	月額 20,000円	通勤手当：勤 務した1日に つき2,000円	なし	なし	

◆地方独立行政法人 福岡市立病院（414床）

	給料	地域手当	業績手当	退職手当	役員報酬 (職員との兼務)
理事長	月額 850,000円	給料月額の 100分の10を 月額支給	算定基礎額(注) の3.2月分を年 間に支給 (業績評価に応 じて20%の範囲 内で増減)	給料月額× 在職月数× 100分の32	職員給与規程 を適用
副理事長	月額 765,000円				
理事	月額 620,000円				
非常勤	日額 30,000円	なし	なし	なし	

(注) 算定基礎額は、給料月額、地域手当の月額、給料月額の100分の25を乗じて得た額並びに給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に100分の20を乗じて得た額の合計額